

京都市教育委員会通則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成18年3月30日

京都市教育委員会

委員長 田中田鶴子

京都市教育委員会規則第20号

京都市教育委員会通則の一部を改正する規則

京都市教育委員会通則の一部を次のように改正する。

「教育環境整備室

第16条中 京都御池中学校・複合施設建設室」を「教育環境整備室」に、「音楽高校改革

推進室」を 「音楽高校改革推進・建設室  
教員養成支援室」に改める。

第17条総務部の款教育環境整備室の項第2号中「防災」を「学校の防災」に改め、同款京都御池  
中学校・複合施設建設室の項を削り、同条指導部の款中

「音楽高校改革推進室

(1)音楽高等学校の改革に関すること。」を

「音楽高校改革推進・建設室

(1)音楽高等学校の改革に関すること。

(2)音楽高等学校の建設に関すること。

教員養成支援室

に

(1)教員養成に係る企画及び立案に関すること。

(2)教員養成に係る支援に関すること。

(3)教員養成に係る大学その他関係機関との連携に関すること。」

「生徒指導課

(1) 児童及び生徒の健全育成に関すること。」<sup>を</sup>

「 生徒指導課

(1) 児童及び生徒の健全育成に関すること。 に改める。

(2) 教育の相談及び支援に関すること。 」

第 19 条第 11 項の表中「企画広報係長」を「企画広報係長 政策調整係長」に、「管理防災係長 用地係長 施設整備係長 学校冷房化推進係長 校地整備係長 設計係長 建設計画係長」を「計画調整係長 建設係長 用地係長 設計係長 施設整備係長 学校冷房化推進係長 校地整備係長」に、「育成指導係長」を「相談支援係長 育成指導係長」に、「生涯学習計画係長」を「生涯学習計画係長 国際マンガミュージアム担当係長」に改める。

附 則

この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

(教育委員会事務局総務部総務課)